

## 岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会 一般公募助成

### 赤い羽根 じぶんの町を良くする活動応援事業実施要綱

#### 1 趣 旨

岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会は、「じぶんの町を良くする活動」を応援することを目的に、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民自らが参画し活動する地域づくり・福祉のまちづくりを推進する事業に対し、公募型助成を行います。

公募型助成をとおして、地域の力が高まり、そして活動が広がり、じぶんの町に寄せられた募金が、地域で取り組む活動の支援に役立っていることの理解を促進し、共同募金の協力へつなげ「助成と寄付の循環」を目指します。

#### 2 実施主体

岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会

#### 3 実施協力団体

宮古市社会福祉協議会

#### 4 応募対象団体

宮古市内に拠点を置く民間団体・グループであり、共同募金の趣旨を理解し、運動に積極的に参加、推進する団体。

また、この助成事業の趣旨を理解し、新たに活動を立ち上げるために結成された団体、複数の団体や住民で組織された共同体（〇〇実行委員会など）も対象とする。

※団体（町内自治会を含む）は、住民5名以上で構成されていることを条件とする。

#### 5 採択要件

自分たちの地域をより良くするために、地域の課題解決に向けた取り組みをすすめるものとする。

ただし、自団体が従来から行う活動の充実のみに留まるもの及び物品購入を主目的としているものを除く。

#### 6 対象とならない経費

事業を実施するために必要な経費とし、次に掲げるものは除く。

- (1) 団体・グループの運営費、人件費（講師謝金を除く）
- (2) 団体の会員、構成員同士のみで親睦を目的とした事業
- (3) 飲食のみを目的とした事業（アルコール、土産代等含む）

## 7 助成限度額

- (1) 助成金総額 40万円
- (2) 助成を希望する事業実施に係る経費の内8割を限度額とし、参加費や会費、団体の自己資金等が活用されていること。但し、自己資金等の活用が難しい団体等においては、申請書にその理由を申し出ることにより応募申請を行うことができるものとする。
- (3) 助成金は千円単位での助成とする。(端数は切り捨て)

## 8 事業の期間

申請年度の翌年4月1日～3月31日までに実施する事業とする。

## 9 申請期間

事業年度の前年12月15日から1月15日までを申請期間とする。

## 10 応募申請の方法

申請を希望する団体は、岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会（以下「当会」という）に備え付けの「助成金応募申請書（様式1-1）」及び「事業計画・予算書（様式1-2）」に必要事項を記入し、必要に応じ実績等を記した資料を添えて当会に提出するものとする。

## 11 継続事業申請の取扱い

同じ補助対象団体が同一の補助対象事業を行う場合に交付できる補助金の交付回数は3回までとする。

また、前年度採択された事業を引き続き行うための応募申請は、その理由等を併せて審査・決定を行う。

## 12 応募申請内容の審査・決定

審査に先立ち、申請団体代表者と事前面談を行い、応募事業計画の内容等の確認を行う。

応募申請内容の審査は、当会審査委員会にて、実施要綱並びに別に定める「審査要領」に基づき審査を行い、当会運営委員会で助成団体及び金額を仮決定し、その通知を2月下旬ごろ行う。

正式決定（以下「助成決定」という）の通知は、岩手県共同募金会において決定後の3月下旬ごろ当会より行う。

## 13 助成金の交付

助成金は前金払いとし、助成決定通知後に交付する。

#### 14 事業内容の変更及び取消等

助成決定後にやむを得ない事情により、事業内容を変更（助成金使途変更を含む）する場合、または決定後に助成事業を遂行する見込みがなくなった場合には速やかに当会まで連絡すること。

なお、次に掲げる事項に該当するときは、助成決定を取消し、助成金の全部または一部を当会へ返還しなければならない。

- (1) 助成金を指定事業の使途以外に使用したとき
- (2) 指定事業の遂行が困難になったとき
- (3) 指定事業を中止したとき
- (4) 指定事業内容の変更の承認を受けずに事業実施したとき
- (5) 指定事業実施年度内に実施しなかったとき（決定前に事業に着手したときを含む）
- (6) 助成金の余剰金が生じたとき

#### 15 事業報告書の提出

助成金の交付を受けた団体は、事業年度終了後1ヶ月以内に、「事業完了報告書（様式2-1）」及び「精算報告書（様式2-2）」を当会に提出すること。

#### 16 事業の広報

助成決定された団体は、事業の実施にあたり、当会が実施する共同募金を財源とした助成事業である旨を資料や会報、団体のホームページ等を介し住民へ広く公表すること。

#### 17 周知方法

社協だより掲載のほか広報みやこ等、市内情報誌への掲載を依頼し広く周知を図る。また、対象団体へは各関係機関協力のもと、直接郵送にて案内する。

#### 18 その他

申請を希望する団体は、岩手県共同募金会宮古市共同募金委員会が開催する、本助成金申請説明会（12月初旬開催予定）に参加することを原則とする。

#### 附則

この要綱は、平成26年12月9日から施行する。

この要綱は、平成28年12月8日から施行する。

この要綱は、平成30年2月13日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。